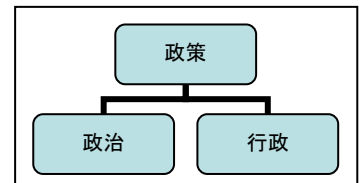


## 第8回 政策評価における<sup>7-1</sup>技とデモクラシー—外部評価、政策シンクタンク、NPO

政策は政策目的とその思想理念を語る「政治」と、政策目的達成手段に関する専門技能を担う「行政」との協働作業の場である。



### 1. 「外部評価」問題が問いかけるもの

- ①外部評価委員会によって、評価の質を確保・向上させることは可能なのか。
- ②外部委員は果たして「外部」の「第三者」なのか。
- ③外部委員は「評価の客観的かつ厳格な実施」（政策評価法第1条）を担保できるのか。  
「客観的」で「厳格な実施」を担保するという要請がなぜ必要なのか。数字の正しさ。
- ④「学識経験を有する者の知見の活用」（評価法第5条2項6号）とは？

### 2. 政策評価と二つの価値

(1) 二つの価値 「技術の合理性」、行政を運用する法令や管理の技術、政策とそれを運営する行政活動に関する技術の合理的な活用。準拠性(compliance)、有効性、効率性、経済性(節約)。「デモクラシー」、統治機構に原理として組み込まれている仕組み、すなわち三権分立における議会と行政のチェック&バランス、代議制やレフェレンダム(住民投票)などによって民意を尊重すること、ミクロの視点では多様な民意を反映する手続き。

(2) 政策評価のリテラシーとコンサルタント

(3) 政策評価(policy evaluation)と行政評価(management review)との混同

	行政マネジメント	政策立案・実施・評価	専門職の質の維持
実践活動	教育行政・学校運営 医療行政・病院経営	教育政策・モデル事業 医療政策・健康日本21	国家資格制度、教員養成、医師研修、再教育、ピア・レビュー
理論研究	行政学・経営学	政策学と諸社会科学	教育学、医学

### 3. 「不幸な出会い」とNPO

(1) 「政策なき評価」

(2) 「政策シンクタンク」に不可欠な知は、「政策エリート」と呼ばれる次の6種類のインテリクチャル。

- ①学者政治家：小泉政権時の竹中平蔵氏ように、政権中枢政治家の顧問、政府の高官、府省や地方自治体の幹部ポストに就いていた経験がある学者。
- ②政策スペシャリスト：特定政策分野の調査研究に長期間従事した研究者・教育者で大学や政府研究機関に所属しつつ、その専門知識を活かし委員や顧問になっている。
- ③政策コンサルタント：契約した問題についてデータ収集、政策プログラムの評価、政策監視の研究を行なう。
- ④官僚機構に属す政府専門家(government experts)：日本の政策官庁の官僚。
- ⑤政策通訳(policy interpreters)：政策についてコメント・解説する学者や専門家。
- ⑥政策起業家(policy entrepreneurs)：政策研究機関を設立し、政策提言を行なう研究者や活動家の連合体を作り、政策研究者の卵を育てる。わが国では日本公共政策学会や政策分析ネットワーク、日本評価学会、NPO「政策21」などがこのコンセプトに近い。

→②③⑤⑥が政策シンクタンクに必要な人材。

(3) 政策評価とNPO、デモクラシーか政策の「技術」か？ NPOがどのような形で政策を評価するのか？

#### 4. デモクラシーの類型と政策評価のタイプ（表7-1を参照）。

- (1) プロフェッショナルの評価
- (2) ステークホルダー評価(stakeholder evaluation)
- (3) 協働型評価(collaborative evaluation)
- (4) エンパワメント評価(empowerment evaluation)
- (5) 政策提唱型評価(advocacy evaluation)

#### 5. 評価タイプの現実的可能性

- (1) NPOの可能性
- (2) 政策評価への関与の実際

#### まとめ

政策評価を考えるときに大事なポイントは、第1に「何のために行うのか」ということである。このきわめて常識的なポイントが曖昧なため、第2の「どのような評価方法を使うのか」というポイントを十分考慮せず、何についても業績測定・実績評価、エセ費用対効果分析を用いる傾向が見られる。そのため「評価に使う情報としてどのような情報が必要なのか」、という第3の重要なポイントもおざなりになる。協働やエンパワメント、パートナーシップを志向するNPOの政策評価は、デモクラシーの‘literacy skills’として貢献するはず。こうして政策評価という実験にNPOが関わる時、もう一つの社会実験がわれわれの目の前に展開し、政策提唱型評価が目指す審議型民主主義へと向かう。

### 追補1 NPO活動

#### 1. 特定非営利活動法人（NPO）の年度報告書

①事業報告（財産目録、貸借対照表：流動資産と流動負債、剰余金）。②収支決算書（法人税の課税対象収入と対象外収入、利益金処分計算書、年度ごとの決算：法人税申告用「損益計算書」）。③監査報告。④事業計画（収入の部：会費収入・事業収入・雑収入、支出の部：事業費・管理費・租税効果・予備費）

#### 2. 政策21 (<http://www.policy21.jp/pub/index.htm>) について 2001年10月設立

- (1) 事業：雫石町政策評価推進支援業務(岩手県雫石町)、地域活性化事業調整費等外部評価(岩手県地域振興部)、福島県原町市事務事業事後評価指導点検会業務(福島県原町)、住田町「森林・林業日本一の町づくり」推進事業評価手法策定(岩手県住田町)
- (2) 講師派遣：NPO起業・マネジメント講座・評価(岩手県盛岡地方振興局、2004.5.24、6.19)、岩手県大船渡地方振興局地域活性化事業調整費審査会「事業評価説明会」講師(2004.6.23)、福島県原町市「事務事業事後評価(試行)点検会」講師派遣(2004.10)、経済産業省東北経済産業局「政策評価研修」講師派遣(2005.2)。
- (3) 入会資格：修士の学位取得者で、日本評価学会、日本公共政策学会のいずれかの会員であること。

### 追補2 SMART基準

①具体性(Specific)：評価する対象の活動方針、目標は具体的であるか。②測定可能性(Measurable)：数値目標、達成期間、期待する達成度などが明示され、測定できる状態になっているか。③実現可能性(Achievable)：事業の自体の実行可能性〔feasibility〕は高いか。コスト、スケジュール、スタッフの質と量、社会環境や経済情勢への適合性に問題はないか。関係者の反対はどうか。④適切性(Relevant) 達成すべき目標と、その目標を達成するための手段は、適切な因果関係で結ばれているか。目標には問題の核心が示されているか。事業相互間の整合性、優先順位は明確か。⑤期限明示(Timed)：実施時期、終期、期限などが明示されているか。